

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局
(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

高齢者など見守り時の気づきのポイント

苫小牧市消費者センターでは、訪問販売に関する契約トラブルや消費者トラブルに関する相談を受け付けています。

下記にチェックリストを掲載していますので、参考にしてください。

家の様子について (あてはまるものに☑をして下さい)

- カレンダーに見慣れない事業者名等の書き込みがないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 家に見慣れない商品、未使用のものなどが増えてないか
- 家に見慣れない人が、出入りしていないか
- 屋根や外壁、電話機周り不審な工事の形跡がないか
- 不審な電話のやりとりがないか

1つでも☑がいたら、本人に事情を確認してください。不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費者センターにご相談ください。

苫小牧市消費者センターは、苫小牧市が運営する消費者のための相談窓口です。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、専門の相談員がアドバイスなど問題解決のお手伝いをしています。

相談受付時間は、 平日：8時45分～17時15分

第2・4金曜日は、 8時45分～20時00分

悪質商法・欠陥商品等のご相談 ☎33-6510

借金整理・多重債務のご相談 ☎33-6119

り だんいよう 墓じまい、離壇料に関するトラブルに注意！



～焦らず、自分のペースで決めましょう～

は はじまりは、しっかり話しを聞きましょう

か 確認したことは、メモを残しましょう

じ じっくり、考えましょう

ま まずは、身内や知人に相談してみましょう

い 一回限りです。後悔しないように！

初めてのことから、しっかり確認、話し合いましょう

苫小牧市消費者センターにもお墓に関する相談が寄せられています。

《全国的な相談事例》

今あるお墓を片付け、寺など墓地の管理者に返還する墓じまいの際に、**高額なお布施**（檀家を辞める時に寺へのお礼として慣習的に支払う、いわゆる離壇料など）を要求されたという相談です。

離壇料に**明確な基準はなく**、金額に納得いかない場合は、基本的にはお寺などと話し合うこととなります。

分からないことがあれば、苫小牧市消費者センターにご相談ください。